

## 第4章 保存管理

### 4-1 基本的考え方

史跡松坂城跡は、近世南伊勢地方の政治のひとつの中心をなしていた城郭であり、地域の歴史・文化や、松阪市の都市形成について知るうえでも欠くことのできない貴重な文化財である。

このような価値ある文化財である史跡松坂城跡を、ただ単に保存するというだけであれば、遺構の覆土保存や斜面部などの崩落防止対策等以外の現状変更行為を禁じ、現状維持に徹すればよいが、それだけでは文化財の適正な保存並びに活用を行うことにはならない。史跡松坂城跡の保存管理は、遺構の保存や歴史的環境の保全を確立するための一定のきまり、城跡の大切さの周知、そしてその周知のための整備と活用の調和が図られたものである必要がある。

そのため、史跡松坂城跡の保存管理計画を策定するにあたって、その基本方針を以下のように定める。

### 4-2 各種の調査研究による成果を活かした適切な保存管理

今後も必要に応じて継続的かつ体系的に発掘調査等の各種調査研究を行い、得られた情報の解明により史跡松坂城跡の特徴を的確に把握して、史跡を構成する要素を特定し、保存すべき本質的価値を明確にし、適切な保存管理の方向性を示す。

### 4-3 保存管理方法の提示

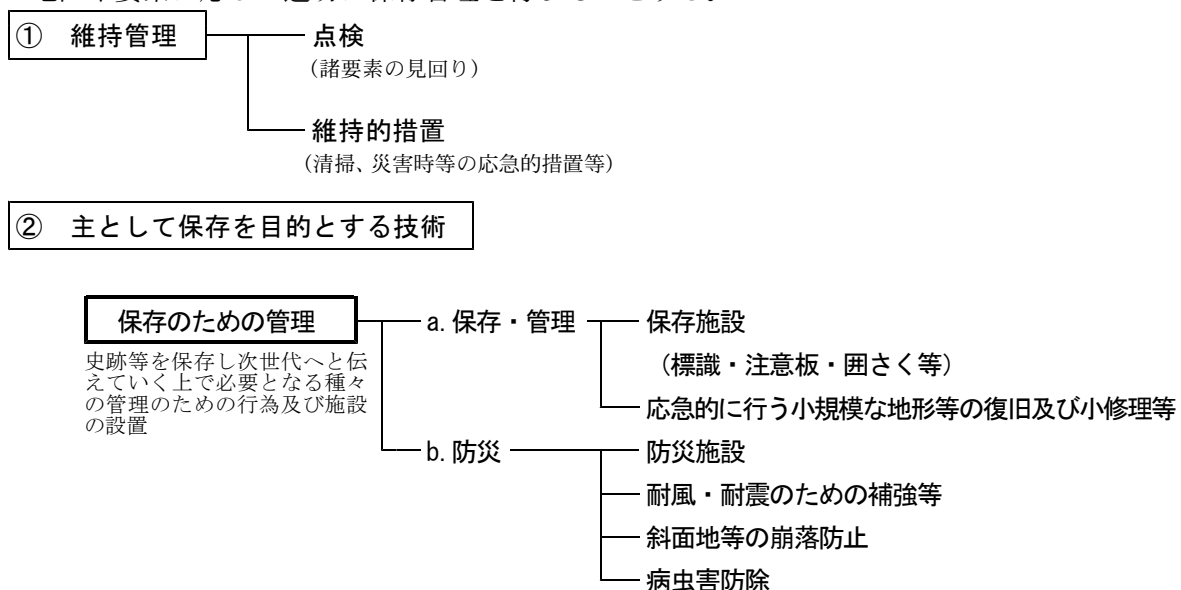
史跡松坂城跡の地区区分ごとと構成する諸要素ごとに適切な保存管理の方法を定めるものとする。

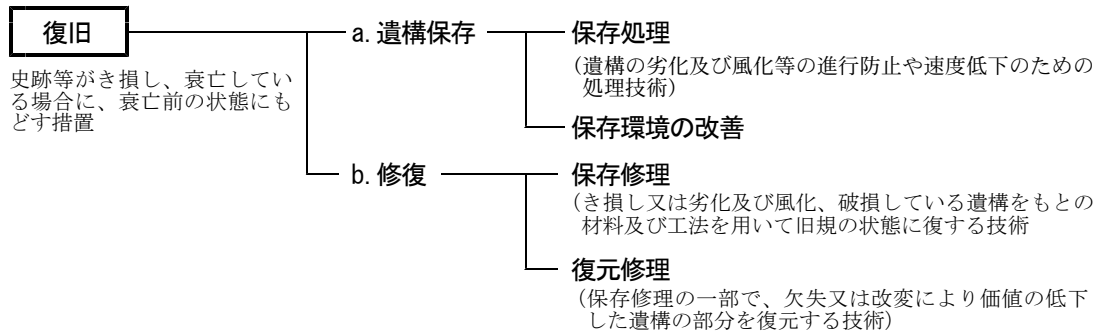
#### 4-3-1 地区別保存管理

##### (1) 各地区共通の保存管理の方法

###### 1) 保存管理の内容

具体的な保存管理の方法としては以下のようなものがあり、これらの方法を用いてそれぞれの地区や要素に応じて適切に保存管理を行うものとする。





## 2) 保存管理の対象と保存管理の原則

- ・ 保存管理の対象は史跡指定地の全域とする。
- ・ 史跡の保存は、現状保存を基本とし、史跡の本質的価値の維持の観点から、その保存状態を少なくとも現在より悪化させないことを原則とする。そのため、必要な見回り・点検や清掃等の維持管理、必要に応じた保存施設の設置、防災対策、復旧等を行う。また必要に応じて活用のための措置を講じる。

## 3) 手法別保存管理の方法

### ア) 維持管理

- ・ 維持管理として、日常的、定期的な諸要素の見回りの点検等によって地上遺構および地下遺構の保存が適切になされているかを確認し、また土地と一体となった遺跡によって形成される景観が一定の状況で維持されているかを確認する。
- ・ 未整備地の遺跡の公開が可能な箇所においては、清掃・除草等の維持的措置によって遺跡の見学が可能な状態を維持する。
- ・ 災害等が発生した場合は、臨時的な見回り点検等を実施し、遺構等のき損状況や文化財保存活用施設等の破損状況の把握に努め、必要に応じて破損の予防・拡大防止のための応急的措置を行う。

### イ) 保存・管理

- ・ 史跡指定範囲やその内容の周知・普及を図るとともに適切な維持管理を行うために、標識・注意板・囲さく等の保存施設を適所に必要に応じて設置する。
- ・ 各種見回り点検等によって、遺構等本質的価値を構成する要素に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧および小修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微なき損等以外の場合は本格的な復旧策を講じるものとする。

### ウ) 防災

- ・ 火災、風水害、震災、病虫害といった被害から史跡の本質的価値を構成する要素を守るために、必要に応じ適切な防災措置を講じる。
- ・ 石垣・土塁等構造物は風水害に対しての防災対策を、また地形は、傾斜地があるため斜面の安定化対策等を、必要に応じて行うものとする。

## エ) 復旧

- ・ 復旧は、本質的価値の維持・回復のために、き損等の前の旧規に戻すことが原則であり、従前の意匠、材料、工法等を用いて原位置において行うことを基本とする。
- ・ 復旧に際しては、遺構の保存を大前提として、遺構の状況、性格等に応じた適切な手法を採用する。
- ・ き損等が広範囲に、また様々な程度で見られる場合は、遺構の重要性やき損の影響程度、安全性等を考慮して破損状況調査に基づき計画的に行う。
- ・ き損等に加えて欠損や後世の改変が加えられた箇所等を含む復旧に際しては、き損等の以前の旧規に戻す手法（保存修理）に加えて、欠損部を築造当初期の姿に戻す手法（復元修理）も検討する。その際は十分な調査検討を踏まえ、遺構の連続性や周辺景観との調和等の整備効果を検討した上で、国、県、専門家で構成される保存整備委員会等の指導のもとに行うものとする。

## (2) 地区別保存管理

(P71地区区分図参照)

区分	細区分	概要
本丸跡地区	本丸上段地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は、城郭としての史跡松坂城跡の中枢をなす地区であることから、重点的点検地区として位置づけ、日常の見回り等点検は、頻度を適正に保ち、縄張・石垣・石段等の地上遺構とともに地下遺構の厳正な現状保存を図る</li> <li>・そのため必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する</li> <li>・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する</li> <li>・良好な周辺への眺望確保並びに歴史的文化的環境にふさわしい景観や風致の保全を図る</li> </ul>
	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区は、本丸上段地区と一体となった史跡松坂城跡の重要な地区であるため、本丸上段地区同様に重点的点検地区として位置づけ、日常の見回り等点検は頻度を適正に保ち、縄張・石垣・石段等の地上遺構の厳正な現状保存を図る</li> <li>・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る</li> <li>・必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する</li> </ul>

区分	細 区 分	概 要
本丸跡地区	本丸下段地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する</li> </ul>
きたい丸跡地区	きたい丸地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る</li> <li>・そのため必要に応じ石垣等に影響を及ぼす樹木の除去のほか、降雨による表土の流亡を防止するため、景観に考慮した適正な工法により、表土面を保護する</li> <li>・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る</li> <li>・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する</li> <li>・良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する</li> </ul>
二ノ丸跡地区	二ノ丸東側地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る</li> <li>・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存を図る</li> <li>・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・石垣・石段等において後世に改変されたことが明らかな箇所については、十分な調査・検討を踏まえ復旧を検討する</li> <li>・良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する</li> </ul>
	二ノ丸西側地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る</li> <li>・必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る</li> <li>・地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する</li> </ul>

区分	細区分	概要
隠居丸跡地区	隠居丸地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常の見回り等点検を行い、石垣等地上遺構の現状保存を図る</li> <li>・ 必要に応じ発掘調査等各種調査を実施し、遺構の解明や遺存状況を把握し、地下遺構の適正な保存整備を図る</li> <li>・ 特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財鈴屋遺蹟保存会旧事務所・倉庫・正門・塀については現状を維持・保全する</li> <li>・ 地上遺構である石垣や石段に小規模破損(石垣天端石のズレ等)がみられた場合は、維持的措置として現状に復旧する</li> <li>・ 現存する石垣において孕み、石材のズレ、ヌケ等が生じた場合は、石垣調査等各種調査の成果を踏まえ本格的保存修理を計画的に行う</li> <li>・ 良好な歴史的文化的環境の保全を図る</li> </ul>
三ノ丸地区	三ノ丸北西地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下遺構の厳正な保存を図る</li> <li>・ 日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う</li> <li>・ 後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る</li> <li>・ 繁茂する樹木については適宜、間伐、整枝、切り下げ剪定等を行い、植生の適正な管理を図る</li> <li>・ 良好な歴史的文化的環境を保全するため、景観上・風致上障害となる施設は撤去する</li> </ul>
	土塁地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下遺構の厳正な保存を図る</li> <li>・ 日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う</li> <li>・ 土塁遺構については必要な発掘調査等各種調査を実施し、遺構を解明するとともに遺存状況を確認し、その保存を図る</li> <li>・ 土塁遺構上の樹木については表土の崩落や流出防止を図りながら伐採を行う</li> <li>・ 後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る</li> </ul>
	施設地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下遺構の厳正な保存を図る</li> <li>・ 日常の見回り等点検を実施し、倒木や地形の改変が確認された場合は維持的措置として、倒木処理、埋戻し等を行う</li> <li>・ 後世において改変された地形については発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、復旧を図る</li> <li>・ 史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する</li> </ul>
	三ノ丸表門地区、三ノ丸裏門東側地区、三ノ丸裏門西側地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下遺構の厳正な保存を図る</li> <li>・ 史跡指定地としてふさわしい歴史的文化的環境を維持する</li> </ul>

#### 4-3-2 構成要素別保存管理

史跡地は、以下の保存管理を基本とする。

##### (1) 地上遺構

- ・城郭の縄張・曲輪、歴史的地形を維持・保全する。
- ・遺構保存のために、必要に応じて発掘調査等各種調査を行い、遺構の解明や遺存状況の確認を行い、その成果を踏まえ、保存対策を施すものとする。後世に改変された地形は、絵図等史資料調査や発掘調査等各種調査の成果を踏まえ、条件が整えば復旧を図る。
- ・石垣や石段は、破損の恐れが想定されるものについては、継続的な経過観察による状況把握を行う。そして孕み、石材のズレ、ヌケ等が見られる石垣については、詳細な石垣調査（写真測量、構造調査、石材調査、破損箇所調査等）を行い、これらの成果に基づき計画的に保存修理を行う。
- ・斜面地等において雨水等により流亡が想定される箇所においては、歴史的文化的環境にふさわしい材料・工法等により土留対策を講じる。なお、史跡松坂城跡三ノ丸北西地区の近代的な土留用石垣は、当面は現状を維持・保全するが、将来地形の旧態への復旧等に合わせて修景に配慮した土留施設に変更する。
- ・土塁の現状を維持・保全するため、土塁上の樹木の伐採を行うとともに、適宜表土流亡防止対策を行う。
- ・遺構である城内道（跡）は、現状を維持・保全するが、表土流出箇所は、雨水排水やメンテナンス等を考慮し、旧態に近い仕様等で復旧するものとする。なお、現在使用されていない遺構としての城内道は、発掘調査等の成果をもとに復旧を検討するものとする。
- ・遺構である水路（跡）は、現状を維持・保全するが、現在利用されている歴史的水路（跡）については、現状の雨水排水システムを調査した上で利用上遺構を損傷することなく、支障のないことを確認し、保存する。

##### (2) 地下遺構

- ・基本的には、遺構の保全を図り、本丸跡以外の未発掘調査箇所については、必要に応じ遺構の解明、遺存状態の確認を行い、適正な保存対策を施す。
- ・建物跡・井戸跡・工作物・水路跡等、今後とも遺構の保全を図る。

#### 4-3-2 特別な構成要素の保存管理

基本的には、松坂城に直接関係する施設ではないが、以下のものはそれぞれ松坂城跡に建てられた歴史的な経緯があり、市民が親しみを持って現在に至っている。そのため、特別な構成要素として当面保存管理すべきものとする。そして、日常的なモニタリングや構造上の建物診断等を実施し、その成果を踏まえ、必要に応じ修理や構造上の補強を行うこととする。

##### (1) 特別史跡本居宣長旧宅

- ・町屋から城内に移築された当時の歴史的経緯があること、国の特別史跡に指定されていること、既に移築後 100 余年を経て市民権を得ている点等を考慮し、庭園とともに施設としての現状を当面維持・保全する。

## (2) 登録有形文化財松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)本館・倉庫

- ・松坂城とは無関係な建物であるものの、松坂城の明治以降の歴史を語る建物であり、また一般の市民をはじめとする人達の寄付によって建てられ、市民権を得た建物であることから、建物の現状を当面維持・保全する。

## (3) 登録有形文化財鈴屋遺蹟保存会事務所・倉庫・門・堀

- ・特別史跡本居宣長旧宅の移築にともない、鈴屋遺蹟保存会事務所として建築された歴史的経緯をもつもので、市民権を得た建物や工作物であることから、建物の現状を当面維持・保全する。

### 4-3-3 その他の要素の保存管理

長く松坂城跡内にあった施設は、市民に親しまれてきた経緯を踏まえつつも、城内に本来あったものかどうかを判断材料とし、市民の理解を得たうえで、将来的には史跡指定地外への移転を検討する施設があるものとする。

#### (1) 文化施設

##### 1) 本居宣長記念館

築後40余年を経て、建物本体、設備共老朽化が目立ち、貴重な資料の展示・収蔵上問題があり、また松坂城とは無関係な建物である。しかし特別史跡本居宣長旧宅の管理機能を有していることから、当面は現建物機能を保持するため維持する。

なお地下遺構に影響を及ぼす耐震や補強工事は認めないものとする。

##### 2) 野外劇場

都市公園として親しまれる松阪公園としての公園施設であり、年1回開催される薪能の舞台や遠足等の際の休憩所として利用されていることから、現在必要な施設として、当面は現状を維持する。しかし、二ノ丸御殿のあった重要な場所であり、整備活用計画において撤去等を検討する。

#### (2) 体育施設

##### 1) 松阪公園グラウンドスタンド

当面は市営グラウンドの観覧席として現状を維持するが、本来、城跡の斜面を改変したものである。そのためグラウンドの利用状況や施設の老朽程度を踏まえ、かつ市民の城跡修復の理解、整備活用計画の中での取扱い方等、条件が整えば撤去する。

#### (3) 休養施設

- ・ベンチや東屋、水飲場は、都市公園として、利用上必要な施設であることを踏まえ、整備活用計画において今後その取扱いを検討する。
- ・藤棚は、松阪公園内の一つの名所でもあり、市民の方々に季節になると親しまれている。そのため現在は、公園の不可欠な施設である。しかしながら、歴史的には二ノ丸御殿跡地に立地すると想定されることから遺構の保存のため、今後藤の枯木化等が生じた場合は撤去し、市民の理解を得た上で、現位置での更新は行わないこととする。

#### (4) 便益施設

- ・売店や便所は、来訪者のための利用上必要な施設であり、当面は維持するが、整備活用計画において、景観的にふさわしい形状や設置場所などを考慮して、整備を検討する。
- ・駐車場や駐輪場は、松坂城跡の来訪のためには不可欠なものであり、当面は現状の施設を維持するが、本来、史跡にはないものである。城跡の価値を上げるためにも、市民の理解を得た上で、史跡周辺において代替施設が確保できれば撤去する。

#### (5) サイン施設

- ・案内板や説明板、道標や注意板等は、当面は現状を維持するが、損壊や耐用年数がくれば、利用上必要な施設であることから、整備活用計画において計画的かつ統一のとれたものを検討する。

#### (6) 安全管理施設

##### 1) 地上施設

- ・外灯、電柱、車止、転落防止柵、給電用キュービクル、水道タンク等があるが、当面は現状を維持する。損壊や耐用年数がくれば必要な施設であることから、整備活用計画において地下遺構保護の上、城跡にふさわしい景観等に配慮して検討する。

##### 2) 地下施設

- ・下水施設や給電・給水用暗渠管等について、当面は現状を維持するが、新設や更新が必要となった場合は、地下遺構の保存を前提とした工事仕様とする。

#### (7) その他の工作物等

- ・石碑や石造品等松坂城跡と無関係なものについては、基本的には条件が整えば史跡松坂城跡外へ移設することとする。しかし設置された歴史的経緯にも配慮する必要がある、十分市民の理解を得た上でおこなうこととする。
- ・表門付近の祠(開運地蔵)は、松坂城跡とは無関係の施設であるが、既に地域の人達の信仰の対象となっているため、当面は現状を維持する。しかしながら史跡地内であり、石垣の保全上・景観上障害となっているため、市民に史跡保護の理解を得た上で、条件が整えば適所に移設する。
- ・本居宣長旧宅と本居宣長記念館を連結する渡り廊下は、荒天時の来訪者には喜ばれているが、見学デッキとともに城跡の景観を著しく阻害するものであり、市民の理解を得た上で撤去する。
- ・松阪公園グラウンドのスタンドの国旗掲揚台は、スタンドとともに本来の城跡とは無関係のものであり、撤去する。

#### (8) 植栽

- ・基本的には、遺構保存を優先し、その支障となる樹木は伐採する。そのため、石垣天端付近や土塁上、建物遺構上の樹木は伐木する。なお、土塁の土砂流出防止には常に努める。
- ・史跡松坂城跡内外の眺望の障害となる樹木について適宜間伐・切り下げ剪定等を行う。
- ・公園空間としての必要な景観木、緑陰樹等は、存置樹木として適宜整枝・剪定等を行い、状況を維持する。
- ・本居宣長旧宅前の庭園植栽については適正な維持管理を行い、現状を維持するが、樹木が巨大化する場合は樹根による遺構の損傷が想定されるため、必要に応じ庭景を保ちながら



伐採する。

#### 4-4 現状変更等に関する取扱基準

現状変更の取扱いについては、史跡指定地の範囲において適用するものである。

この史跡松坂城跡において、今後予想される史跡内における各種現状変更等の行為に対しての取扱いの方針と具体的な取扱基準を定める。

##### 4-4-1 現状変更等の取扱方針

###### (1) 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条第1項の規定に基づき、史跡指定地において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為については、文化庁長官の許可を得る必要がある。なお、現状変更行為の中で軽微なものについては、文化財保護法施行令第5条第4項の規定に基づき、松阪市教育委員会がその事務を行う。

災害、事故等で遺跡や遺跡と一体となった土地等の諸要素に、き損が生じた際に、応急的かつ緊急的に復旧工事を行う場合は、「き損届」(「法」第33条)「復旧届」(「法」第127条)を文化庁長官に届け出る必要がある。この際、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う際には現状変更の対象となる。

###### (2) 現状変更等の許可が不要な行為

「法」第125条第1項に規定する現状変更等の制限については、ただし書きがあり、以下の3点については、許可不要行為とされている。

〈「法」第125条のただし書きにある許可不要行為〉

- ・維持の措置
- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

維持の措置については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に維持の措置の範囲が定められている。

この他に、見回り等の点検や清掃、除草等の維持的措置は、史跡の適正な保存管理のため現状変更行為にあたらなことから、維持管理を許可不要行為とする。これら現状変更等の許可不要行為については4-4-3に具体的に示すものとする。

##### 4-4-2 現状変更等に関する取扱基準

先に示した保存管理方法に基づき、現状変更の取扱基準を以下に定める。

原則として発掘調査等各種学術調査、史跡の保存及び活用整備以外の現状変更は認めない。ただし、以下に示す行為については、史跡の価値及び景観の保全に重要な影響を及ぼさない範囲において認めることがある。

現状変更等の際して土地の掘削、切土等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の発掘調査又は松阪市教育委員会の立会等を要し、その調査結果を踏まえて計画変更等を要する場合がある。

(1) 建築物	史跡範囲における既存建築物の更新は認めない。また、原則として整備活用計画に基づかない新たな建築物は認めない。
(2) 電柱等	周辺地への配電等、本来は撤去となるが、管理上及び技術的な面から撤去が困難な場合、これについての建替えは認める。
(3) 上下水道及び電気	原則として新たな地下埋設の上下水管、電線及び電柱等の設置は認めない。但し、整備活用計画や都市公園としての維持管理上、必要と認められる新設・部分改修等については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。また除却についても、遺構の保存に十分留意することを許可の条件として認める。
(4) 樹木	原則として新たな樹木の植栽は認めない。石垣の孕み等、遺構の保存に影響を及ぼす場合またはその恐れのある場合は、伐根なしを前提の上で伐採を認める。また整備活用計画の中で、保存対象木を選定し、対象樹木の適切管理を図るとともに、対象外樹木の伐採をおこなう。 また今後の整備活用計画の中で、樹木を存置と伐採の区分をし、存置の場合は枯死などによる更新を認める。なお草本類については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
(5) 工作物	3ヶ月以内の期間を限って設置される小規模建築物又は工作物については、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。
(6) 上記以外の項目	上記以外については、協議の上、設置者等の理解を得て今後の取り扱いを決定する。既存の施設は当面現状維持とし、遺構保護の観点から原則として新たな施設の設置は認めないが、今後の整備活用計画に基づく史跡整備をはじめ、計画に基づいて実する学術目的で行う発掘調査、整備等に伴い遺構の有無を確認するための発掘調査は認める。

#### 4-4-3 現状変更等の許可が不要な行為

##### (1) 「法」第125条のただし書きにある現状変更等の許可不要行為

##### 1) 維持の措置の例

対象	維持の措置の内容
石垣	・一石または数石の天端石が転落や転倒した場合の、落下・転倒した石材の原位置への据え直し。ただし、落下石周辺の石材を併せて積み直すなど本格的修復の場合は除く。
樹木	・枯枝の伐枝及び切口腐朽防止剤等の塗布、枯損木の伐採。
地表面	・広場等における降雨等による軽微な表土の流出等が発生した場合の原状復旧。 ・斜面部分で土羽の小規模崩落が生じた際の、盛土による原状復旧。

## 2) 非常災害のために必要な応急措置の例

き損等の未然防止や拡大防止のため行う応急的な措置－管理団体である松阪市が行う。

(例)・大雨や地震等の際に、斜面崩壊危険箇所へ被害拡大防止のために行う土のうの設置

・簡易な土留め杭・立入禁止柵等の仮設の工作物の設置

## 3) 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

保存に影響を及ぼす行為とは、物件の形状に直接的変化を生ずるものではないが、材質等に化学変化を起こし、又は経年変化を促進させる等保存上何らかの影響を与える行為（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」昭和50年9月30日庁保管第191号 文化庁次長から各都道府県教育委員会あて通達）をいう。

行為の内容によっては軽微の可否の判断が難しいものがあることから、保存に影響を及ぼす行為については三重県、国と事前協議を行うものとする。

## (2) 維持管理にともなう現状変更等の許可不要行為の例

### 1) 管理団体が行う管理行為

- ・園路・広場等の清掃、除草。
- ・危険木や枯損木、倒木、支障木、枝の除去。
- ・樹木の施肥、枝打。
- ・説明板・柵の清掃、補修(塗装の剥がれの同素材・同色による塗り直し、説明板等の内容変更や、部分的部材の破損に伴う同素材・同色・同規模による表示部等部分的部材の取り替え等)
- ・樹木への薬剤散布等の病虫害防除。
- ・掘削をとまなわない見学者のための簡易な注意板、警告板等の設置

これらの許可不要行為については、管理団体である松阪市が、その行為の内容を十分に把握しておく必要がある。

なお、史跡松坂城跡と一体として捉えられるかつての城域をはじめ、城下町地区(松坂城下町遺跡)の環境保全に向けての取組を行うとともに、周辺域に位置する四五百森や旧松坂御城番長屋等の保全等の基本方針を次章で示す。

## 第5章 史跡の周辺地区の取り扱い指針

### 5-1 基本的考え方

#### 5-1-1 取り扱いの内容

史跡の周辺地区とは、P5に表示する史跡指定地外の松坂城跡の範囲及び埋蔵文化財包蔵地としての松坂城下町遺跡の範囲をいう。

計画対象範囲(P5参照)の史跡松坂城跡の史跡指定地外には、全域が松坂城跡及び松坂城下町遺跡という周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。松坂城下町は、戦国武将の蒲生氏郷による城づくりとそれに伴うまちづくりに始まる。城下に伊勢街道を引き込み、後の和歌山街道となる道と熊野に通じる道もこの町から発した。この道沿いに町屋を配し、さらにその町屋を守るように寺院を配した。

この城下町には、重要文化財である旧松坂御城番長屋、来迎寺本堂があるほか、県指定文化財りゅうせんじさんもんの龍泉寺三門、旧小津家住宅等きゅうおつけじゆうたくがあり、市指定文化財の建造物や史跡も多く分布する。特に殿町の旧松坂御城番長屋から同心町のまち並みの武家屋敷群、本町から魚町の商人町はよく保存されており、地域のまち並み保全の声もある。

さらに松阪市においては、景観法第8条の規定に基づき市域全域を対象に「松阪市景観計画」が策定(平成20年10月)されており、特に計画対象地区において松坂城跡周辺地区、通り本町・魚町1丁目周辺地区、商人町・職人町地区が重点地区(候補)(P22参照)に設定されており、歴史的まち並みを生かした歴史的環境の保全と調和を図り、平成23年12月には殿町の原田二郎旧宅が、景観重要建造物の指定第1号となった。

そのため、史跡松坂城跡周辺地区の取り扱い内容は、数多く分布する文化財の地上及び地下遺構・遺物と、歴史的環境・景観の取り扱いが基本となる。

#### 5-1-2 取り扱い対象

計画対象範囲における、史跡松坂城跡周辺地区の取り扱い対象は、以下のものである。

- ・指定文化財(追加指定地含む)
- ・景観重要建造物
- ・史跡松坂城跡に隣接する南側の四五百森(松阪神社等)の遺構や自然地形や社叢
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地・松坂城下町遺跡としての地割・町割と地下遺構。
- ・史跡松坂城跡周辺の殿町や、本町・魚町の商人町、松坂商人が支援した大寺院など、今も残る歴史的まち並み

#### 5-1-3 取り扱いの主体

計画対象範囲における史跡松坂城跡周辺地区の取り扱いの主体は以下のとおりとし、文化財保護法及び県・市の条例ならびに関連法規に基づき行う。

- ・国・県・市の指定文化財については、指定された管理者及び所有者。
- ・公有地については、それぞれの土地管理者。
- ・民有地における文化財保護や景観形成は、基本的には地権者が主体となるが、松阪市が地権者等の同意と協力を仰げるよう努力するものとする。

## 5-2 取り扱い指針

### 5-2-1 史跡指定地周辺地区全体の取り扱い指針

史跡松坂城跡の史跡指定地周辺地区においては、遺跡の保存や歴史的環境・景観の保全のための基本的方針を以下のものとし、所有者等の同意と協力を仰ぎ、遺跡やまち並み等の取り扱いを図る。

- ・史跡に続く部分の保存をより確実なものとするため、必要かつ可能な地区においては史跡の追加指定を検討する。
- ・史跡指定地周辺地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地として、地上及び地下遺構の保存を図る必要があるため、松阪市は、地権者等に対して周知の埋蔵文化財包蔵地であること、及び地形の改変等に対しては、諸手続が必要であることを周知・徹底する。
- ・今も残る歴史的まち並みを保全するため、松阪市景観計画(平成20年10月策定)に基づき、重点地区指定にむけて計画を推進する。また殿町、魚町、本町等で住民の理解が得られたところから、今後景観計画に基づく重点地区として指定するとともに、重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指す。

### 5-2-2 対象別保存管理指針

松阪市は文化財保護法、三重県・松阪市の文化財保護条例、松阪市景観計画及び松阪市景観条例にもとづき、以下のことに努める。

#### (1) 松坂城跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)

- ・四五百森(松阪神社等)の遺構・自然地形・社叢や旧松坂御城番長屋など、史跡地外の松坂城三ノ丸内にある遺構は、極力保存を図ることとし、所有者の承諾等条件が整えば追加指定を目指す。

#### (2) 松坂城下町遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)

- ・文化財保護法にもとづき、今も残る城下町の歴史的まち並みや、周知の埋蔵文化財包蔵地の地下遺構の保護と、市民への啓発活動につとめる。
- ・地域住民との連携につとめ、日常的・定期的な見回りをおこなう。
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地における、開発行為に必要な諸手続を周知・徹底する。開発行為については、事前協議を行い、県・市の役割分担を図りながら試掘調査、範囲確認調査、工事立会い、本調査等を行う。
- ・遺構の有無の確認を行い、遺構が検出された場合は、その状況により保存(記録保存を含む)の手だてを講じるとともに、松坂城関連遺構の記録の蓄積を行う。
- ・教育委員会、都市政策部、建設部等の関係部局が連携を密にし、周知の遺跡の保護保存と記録に努力する。

## 5-3 今後保護すべき範囲の検討

御城番屋敷周辺と四五百森丘陵は、かつての松坂城三ノ丸に位置している。

国指定建造物旧松坂御城番長屋(通称御城番屋敷)は、城を守備する紀州藩士の住居であり、

現在もその子孫が建物を所有し守っている幕末以来の雰囲気を保っている。また隣接する県指定建造物御城番屋敷土蔵は、松坂城隠居丸にあった米蔵とされており、御城番屋敷とともに重要なものである。

四五百森丘陵も三ノ丸内に位置するが、史跡のある北側丘陵に対して切り通しによって南側の丘陵となっている。近世には、八幡社が置かれ、城の南側を守備していたものと思われる。現在は、本居宣長ノ宮と松阪神社があるが、丘陵全体としては建物のある部分を除いて、ほぼ近世の丘陵をそのまま残している。

そのため、良好に近世の雰囲気を残すこの2つの地区は、今後も保護すべき対象範囲として、継続的に検討すべきと考える。

## 第6章 整備活用

### 6-1 基本的考え方

#### 6-1-1 今後の予定

史跡松坂城跡は、わが国における代表的な城跡であるだけでなく、松阪市民にとっても大切な文化遺産である。

松阪市は、昭和63年に『松阪公園整備基本計画』をまとめ、「良いものを守る、いやなものを除く、必要なものを加える、利用の仕方を変える、改善する」等の方針を掲げ、貴重な城跡の保存活用方針を掲げ、努力してきた。

それは文化財としての城跡の価値を損じることなく、魅力ある城跡を目指してきた。具体的には、猿舎や恐竜のモニュメントの撤去や、昭和63年から平成15年まで、市費11億をかけた石垣の大規模修理事業などである。

そしてこれからも、都市のシンボルとして、また市民がさまざまな行事をこの大切な城跡でおこない、数多くの人たちの集い・憩いの場として、また松阪市を代表する観光拠点として今後もあり続けるために、以下の位置づけをおこなう。また以下の位置づけ、方向性に基づいて整備活用計画を早急に策定するものとする。

#### 6-1-2 史跡松坂城跡の位置づけ

##### (1) 松阪市民のシンボル

独立丘陵上にある城跡は、周辺の市街地から市民が望むことができ、常に生活の中に位置づけられ親しまれてきた。そして市民にとって、欠くことのできない景観であり、松阪市のシンボルとして位置づけることができる。

##### (2) 市街地にある貴重な文化財

城跡は、市の中心市街地に立地し、その城下町は今もその歴史的まち並みを良好に残している。そして今も、松阪市の行政・経済・文化・生活等の中心地としての機能を存続している。城跡は、近世の都市形成の歴史を伝える文化財であり、市街地にある身近な貴重な文化財として位置づけることができる。

##### (3) 松阪市の中核的都市公園、観光拠点

城跡は、都市公園として様々な行事や体験学習の場としても利用されている。また年間を通じて市民の憩いの場としても利用され、特に春の桜見の季節などには多くの市民が訪れている。そのため、城跡は、市街地における中核的都市公園として位置づけることができる。

さらに城跡は、特別史跡本居宣長旧宅や登録有形文化財松阪市立歴史民俗資料館(旧飯南郡図書館)、鈴屋遺蹟保存会旧事務所、また多数の貴重な資料を所蔵・展示する本居宣長記念館を有することもあり、年間約7万人の観光客が訪れている。そのため城跡は、松阪市を代表する観光拠点としても位置づけることができる。

## 6-2 整備活用の方向性

### 6-2-1 整備活用目標

史跡松坂城跡の将来像を具現化するため、以下のような整備目標を設定する。

#### (1) 松阪市のシンボルづくり

～松阪市民の心のふるさととしてのシンボルづくり～

今後史跡松坂城跡の歴史的文化的価値の顕在化に努め、個性的なまちづくりを促すためにも、史跡松坂城跡を松阪市の物理的、精神的シンボルとして今後もありつづけるよう整備を図る。

#### (2) 松阪市の歴史を継承し、かつ体感できる場づくり

～歴史的文化遺産の価値を活かした整備～

- ・文化・学習機能…文化や歴史とのふれあい、学習空間。(情報の受発信)
- ・周辺文化遺産との連携の中心機能…史跡周辺の文化財等の拠点としての位置づけ。

#### (3) 人々に親しまれ、多様な機能を供与する場づくり

～都市における多機能整備～

- ・都市基盤施設としての公園緑地機能
- ・一次避難地の機能…災害に対して広い空間を利用した避難地。
- ・松阪市を代表する観光拠点機能…既に数多くの来訪者のある松阪市の観光空間。

### 6-2-2 全体整備基本方針

整備活用の目標を踏まえ、史跡松坂城跡における整備活用の方向性を以下のように設定する。

#### (1) 松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性の強調

城跡は、地域のシンボルとなっており、また松阪市の都市づくりにおいての核となってきた。独立丘陵の緑豊かな城跡は、視覚的にも今後とも、地域の人々にとって心のよりどころとして、松阪市の歴史文化遺産としてのシンボル性を強調する。

- ・周辺地区から史跡松坂城跡への眺望箇所の確保
- ・周辺地区に残る歴史的まち並みの歴史的環境の保全
- ・遺構等の保存を前提とした貴重な自然環境の保全

#### (2) 文化財としての恒久的保存及び価値の顕在化と活用

城跡は松阪市民にとっても、全国的にも貴重な歴史的文化遺産である。この城跡の価値を今後も維持するため、遺構等の適正な保存を図る。また最も好ましい状態で、その価値を顕在化し、広く一般に公開、活用する。

- ・必要に応じた石垣、遺構の体系的調査の推進
- ・古文書・絵図等文献資料収集、発掘調査及び研究
- ・上記各種調査の成果の情報の発信及び検討に基づく特徴を活かした保存整備の推進



- ・ 解明された遺構の表示及び復元等整備への反映
- ・ ガイダンス施設等学習、解説施設の設置
- ・ 上記調査等推進のための組織体制づくり及び人材の育成

### (3) 都市公園・観光拠点としての機能の保持

城跡は、都市公園として市民の憩いの場となっており、また松阪市を代表する観光拠点である。その機能を今後とも史跡指定地であることを前提に、都市公園としての性格に配慮しつつ、公園・観光拠点としての機能の保持・充実を図る。

- ・ 便所、休憩施設等便益・休養施設等、来訪者受け入れのための施設の改善・整備
- ・ 史跡指定地内の既存のサイン施設等の統一化
- ・ 景観に配慮した舗装等による園路等の改修・整備
- ・ 周辺域における案内所、解説施設等の整備
- ・ 道標、サイン・案内等施設の整備
- ・ 周辺諸施設との連携の強化

### (4) 地域住民・市民の史跡保存の意識の確保と市民との協働

史跡松坂城跡は、広く一般の人々に開放された歴史的文化遺産であると同時に、公園、観光レクリエーション空間等としても利用されている市民共有の財産である。そのため、今後とも公開された共有の財産として位置づけ、多様な主体が協働して、その価値の保持と活用に努める。

- ・ 保存活用整備に対する市民の積極的な支持の確保
- ・ 整備事業における発掘調査等成果の市民への還元（講演会、シンポジウムの開催等）
- ・ 史跡保存の市民団体の協働
  - 具体例）・ 市民団体による案内標識の設置
    - ・ 市民団体による城跡の無料パンフレットの作成配布
    - ・ 地域住民による清掃活動等
- ・ 住民参加によるイベント活用等の企画、運営
  - 具体例）・ 市民団体による桜松閣でのお茶の無料接待
    - ・ ボランティアガイドによる観光客の案内
    - ・ 市民参加による「武将の道」など観光ルートの設定

## 第7章 管理運営の方法と体制

### 7-1 基本の方針

松坂城跡は、都市公園としてだけでなく、史跡として総合的に保存活用を考え、管理運営をするために、松坂城の本来あるべき姿を念頭におき、史跡の価値を維持・顕在化するよう保存管理する必要がある。そのため、今後発掘調査や文献調査など、各種の調査研究により松坂城跡の全容を解明していくことが求められる。

また、それらの発掘調査や文献調査ができる人材の配置や補強を含めた、計画的な体制の充実・強化が望まれる。

### 7-2 管理運営

史跡松坂城跡の日常管理者は、松阪市であり、全庁をあげて史跡及び都市公園としての保存活用を中心に、今後も事業展開をおこなう。

### 7-3 推進体制

#### 7-3-1 主な市の体制

国指定史跡となり、今後は公園としての維持管理に加え、史跡としての発信も必要となっている。そのため、多方面から史跡を保存活用するべく、推進体制をとることとする。松阪市では、下の部署がそれぞれの内容に応じておこなうものとする。

- |                     |                |
|---------------------|----------------|
| (1) 日常の維持、管理        | …建設部土木課        |
| (2) 史跡としての保存、活用、整備  | …教育委員会文化課      |
| (3) 都市機能のシンボルとしての活用 | …都市政策部都市計画課    |
| (4) 観光地としての啓発普及     | …まちづくり交流部観光交流課 |

#### 7-3-2 県・国の支援制度

史跡としての松坂城跡を保存管理する松阪市に対し、県・国は、法律に基づき助成・支援する

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 県から、史跡保存活用の支援 | …県教育委員会社会教育・文化財保護室 |
| (2) 国から、史跡保存活用の支援 | …文化庁文化財部記念物課       |

#### 7-3-3 市民との協働

史跡松坂城跡は、今までも市民に愛され親しまれ、地域の人々の生活の中に存在してきた。地域の人々による城跡の清掃活動、市民団体による観光案内表示の設置、そして近年はボランティアガイドによる観光客の案内などが見られる。地域の人々は、地域の歴史を誇りに感じるとともに、歴史的遺産の保存の意識が強く、それは城跡周辺でみられた景観運動にもよく現れている。

そしてこれからも、松坂城跡が市民の歴史的文化的シンボルでありつづけるため、松坂城跡を市民全体で守り、愛着をもって後世に引き継がれるよう、松坂城跡を大切にしていこう、という市民の活動とともに歩いていくことが大切である。

行政機関の保護活動だけでなく、市民団体や地域の人々とともに進める必要がある。

史跡松坂城跡の保存管理・活用体制

